

東彼杵町学校運営協議会の設置に関する規則

平成28年11月4日
教育委員会規則第1号

(指定及び設置)

- 第1条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5第8項及び東彼杵町立小・中学校管理規則(平成28年東彼杵町教育委員会規則第7号)第18条の3の規定に基づき、教育委員会が指定する学校(以下「指定学校」という)の運営について協議するため、当該指定学校ごとに設置する学校運営協議会(以下「協議会」という)の設置及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項に規定する学校運営協議会を設置する学校は、東彼杵町学校設置条例(平成26年東彼杵町条例第22号)に規定する学校のうち、教育委員会が指定しようとする学校の校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、指定を行うものとする。

(趣旨・目的)

- 第2条 協議会は、学校運営に関して東彼杵町教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任のもと、保護者及び地域住民の学校運営の参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(指定の取り消し)

- 第3条 教育委員会は、第1条の規定により指定した協議会が次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、その指定を取り消すことができる。
- (1) 協議会としての活動の実績がないと認められる場合
 - (2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合
 - (3) その他、学校の運営に著しい支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められる場合

(委員の任命及び任期)

- 第4条 協議会の委員は10名程度とし、次の各号に掲げる者のうちから、校長の推薦により教育委員会が任命する。
- (1) 当該指定学校の校区内に在職する地域の住民
 - (2) 当該指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者
 - (3) 当該指定学校の校長及び教職員
 - (4) その他教育委員会及び当該指定学校の校長が必要と認める者
- 2 前項に規定する委員の任期は、指定日の日からその日の属する年度の3月31にまでとする。ただし、第3条に規定する指定の取り消しを行う場合、若しくは委員が前項各号のいずれかの要件に該当しなくなった場合または委員として適性を欠くものと判断される場合は、教育委員会は、任命を取り消すことができる。
- 3 委員の辞職により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

(議事の手続及び承認事項)

- 第5条 協議会に推進リーダーとして会長と副会長を置き、教育委員会と協議の上、会長が会議を招集する。また、連絡協議会の推進リーダーとして地域コーディネーターを配置する。
- 2 協議会は会議録を作成し、その内容を教育委員会に報告しなければならない。
 - 3 協議会で承認を得る事項は、法第47条の5第3項に規定する事項及び次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 学校経営計画に関すること
 - (2) 学校、保護者及び地域住民の協働体制に関すること。
 - (3) 施設設備等の整備に関すること

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるふさわしくない非行を行うこと
- (2) 委員としての地位を営利行、政治活動又は宗教活動等に不当に利用すること
- (3) その他、協議会及び指定学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと

(報酬)

第7条 委員の報酬は無償とする。

(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、当該指定学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者及び地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど、情報提供に努めなければならない。

(住民参画の促進等)

第9条 協議会は、当該指定学校の運営について、保護者・地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、当該指定学校の教育活動に対する保護者・地域住民等の積極的な参画及び支援が促進されるよう努めるものとする。

(その他)

第10条 法第47条の5に規定するもの又はこの規則に定めるものを除くほか、協議会の設置及び運営について必要な事項は、指定学校の協議会で定めるものとする。ただし、指定学校の協議会で定めた事項については、教育委員会に報告し承認を得るものとする。

付 則

この規則は、平成28年11月11日から施行する。